

大阪市立芸術創造館(以下、「当館」という。)大練習室において、演劇、ダンス、その他舞台芸術公演を実施する場合は、以下の項目をご了承の上、ご利用ください。

□利用時間

当館の利用時間は、午前10時から午後10時30分までとする。早朝・夜間延長はありません。仕込み、リハーサル、上演、バラシ(撤去)は、利用時間内に完了させなければならない。尚、当館の利用時間が変更になった場合は、その時間内とする。

□企画書・同意書・広報について

公演利用者は、公演利用開始日の4カ月前までに企画書を当館に提出し、当館の確認後、所定の同意書を取り交わさなければならない。公演利用者は、同意書取り交わし後に、当該公演に係る広報宣伝を行うことができる。

□利用料の支払いについて

施設利用料、付帯設備利用料、管理人件費については、同意書で定めた支払い期日までに全額支払わなければならない。支払い期日は、公演利用初日の利用開始時間までとする。

尚、同意書を取り交わした後、または、公演利用開始日の4カ月前を過ぎてキャンセルした場合は、所定の利用料を納めなければならない。

一度支払われた利用料は、いかなる理由があっても返金しない。

□遵守事項

公演利用者は、各種ガイドライン並びに、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定以外の場所において飲食しないこと
- (2) 当館並びに旭区複合施設敷地内禁煙
- (3) 火気厳禁(※舞台上で火気を使用する場合は申請が必要です。)
- (4) 他人に迷惑となる行為をしないこと
- (5) 許可なく物品を販売しないこと
- (6) 管理スタッフの指示に従うこと

□利用の制限・取消し等

次の各号いずれかに該当する場合は、施設の利用許可を取り消し、利用の制限、もしくは停止、又は退館を命じます。

- (1) 当館条例・規則・要綱に違反し、又はそれらに基づく指示に従わない場合
- (2) 偽りその他不正の手段により利用許可を受けた場合
- (3) 当館建物や機材、付帯設備を損傷するおそれがある場合
- (4) 管理上支障があると判断される場合
- (5) その他、利用が適当でないと判断された場合

□損害賠償等

当館建物や機材、付帯設備を損傷、又は、亡失した時は、これを原状に復し、その損害を賠償しなければならない。